石狩市皮膚科開設助成金のご案内

石狩市に新たに皮膚科を開設する医師又は医療法人へ、開設に要する費用の一部を助成します。

最大　２，５００万円

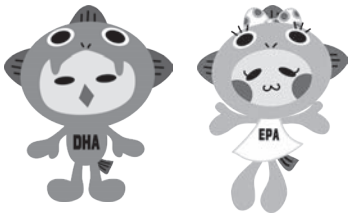

【助成の要件】
■石狩市内に皮膚科を有する病院・診療所を開設すること。
■皮膚科診療を継続して10年以上実施する見込みがあること。

【募集件数】
１件

【助成金の種類】

助成金種類	補助率・期間	助成額
土地・建物等取得費助成金	○取得費・賃借料・改修費の合計額の１／２ ○年　　額　250万円（最大） ○助成期間　10年間	最大2,500万円
賃借料助成金		
改修費助成金		

問合せ先（制度の詳細については下記までご連絡ください。）

石狩市健康推進部健康推進課
〒061-3216　石狩市花川北６条１丁目41－１　総合保健福祉センター「りんくる」
電話　0133-72-6124　　FAX　0133-75-2270　　E-mail　kenkous@city. ishikari. hokkaido. jp

名寄市開業医誘致制度のご案内

名寄市内に新たに診療所を開設する開業医（医師または医療法人）に対し診療所開設に要する経費の一部を助成します。

Ⅰ．対象となる方（下記の①～③の全てに該当すること）

①市内に居住し、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
②診療所を継続して１０年以上開業する見込みがある方
③市長が認める診療科の診療を行おうとする方

Ⅱ．助成金　開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に**最大で5,350万円を助成**します。

区　分	助成の対象	助成率・期間等	限度額
土地及び建物等取得費助成金	土地、建物及び医療機器等の取得に対する助成（中古建物を取得した際の改修工事を含む）	取得価格の**50/100**	一括取得する場合　**5,000万円** いずれかを取得する場合　・土地　**500万円** ・建物　**3,500万円** ・医療機器等　**1,000万円**
	市内業者による施工加算（中古建物の改修工事を含む）	取得価格の**5/100**	**350万円**
土地及び建物等賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借に対する助成	年額賃借料の**50/100** 開設した翌月から**５年間**	一括賃借する場合　**600万円/年額** いずれかを賃借する場合（年額）　・土地　**60万円** ・建物　**420万円** ・医療機器等　**120万円**
人材確保対策助成金	診療所の開設にあたり、新たに雇用された者の人数に応じ開業医へ助成	開設の日から２年を経過する日までの間で、１年以上常時雇用されている者	同一人につき１回限り　**50万円** ※日々雇用契約が締結されている雇用者は除く

○ 制度に関するご相談・お問い合わせはこちらまで！

名寄市健康福祉部　保健センター
〒096-0032　北海道名寄市西２条北５丁目１-25
TEL：０１６５４－２－１４８６
FAX：０１６５４－２－７２６７
E-mail：ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp